

回答するに当たってお読みください

あなたがお住まいの市町村では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされています（平成 27 年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

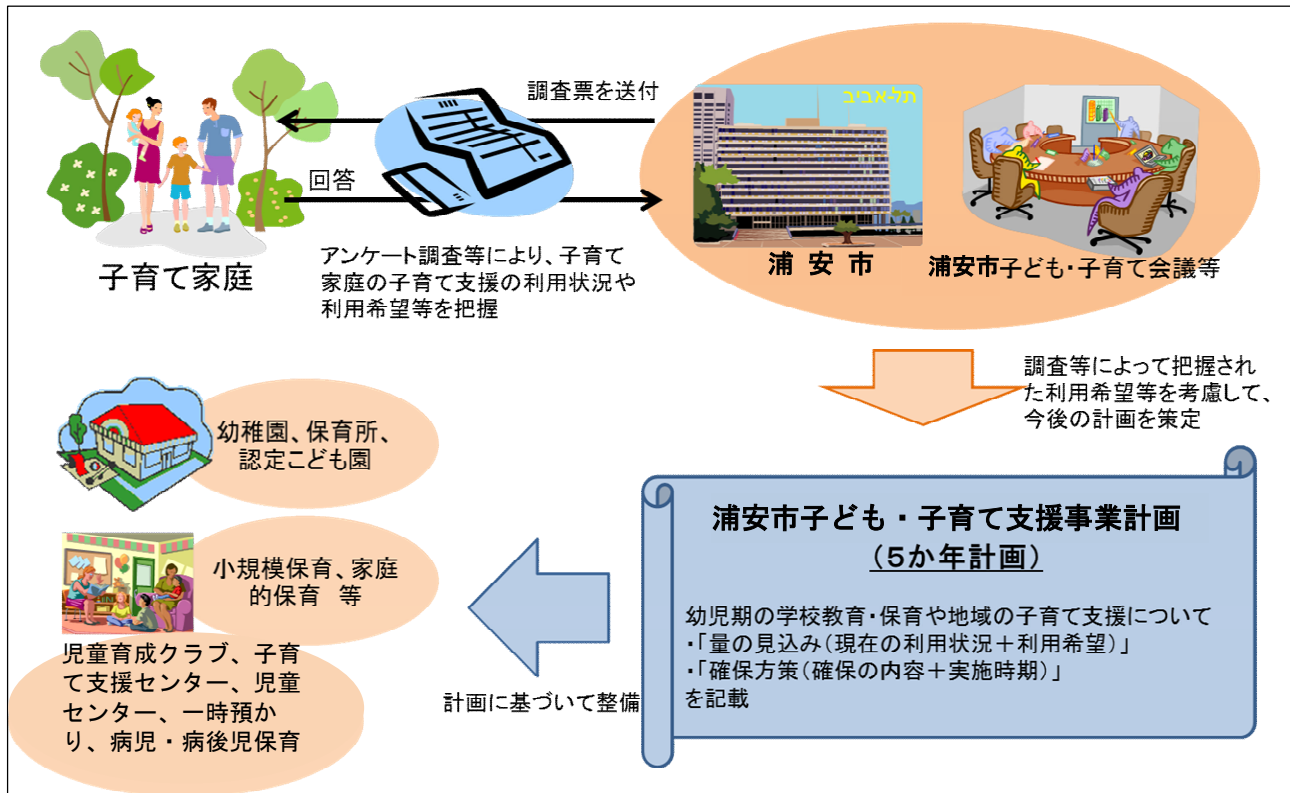
なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいた回答は、本市の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教育：問12までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問13以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。

※ なお、アンケートの対象となる施設・事業につきましては、市内の施設・事業に限ったものではありません。

定期的な教育・保育事業の利用料（平成 25 年 9 月 27 日時点）

※詳しくは『浦安市ホームページや子育てハンドブックなど』をご覧ください。

事業名	対象者	利用可能時間	利用料
幼稚園	3 歳～5 歳の子ども	概ね 9：00～14：00	入園料：2,000 円 授業料（月額） 年中・年長：5,000 円 年少：8,000 円
幼稚園の預かり保育（市内 6 園）	市立幼稚園の在園児や、預かり保育を実施している幼稚園に入園を希望する方	授業日の月～金： 7:30 ～ 9:00 、 14:00 ～ 18:30 長期休業日の月～金： 7:30～18:30	通年利用（月額）：5000 円 一時利用（月額）： 5000 円または 1 日 400 円 1 日利用（日額）：400 円 ※利用料金のほかに、おやつ代と教材費として 1 日 100 円
認可保育園（公立・私立）（通常保育）	保育に欠ける小学校就学前の子ども	※施設により異なる 公立 平日：7:00～19:00（最長） 土曜：7:00～19:00（最長） 私立 平日：7:00～23:00（最長） 土曜：7:00～23:00（最長）	第 1 子（月額） 0～2 歳児クラス：0～54,000 円 3 歳児クラス：0～22,350 円 4・5 歳児クラス：0～18,450 円 第 2 子（月額） 0～2 歳児クラス：0～35,550 円 3 歳児クラス：0～11,170 円 4・5 歳児クラス：0～9,220 円 第 3 子 無料 ※利用料は父母の所得税額や同時に 2 人以上通園されている場合などにより変わります。
保育ママ（家庭的保育）（平成 25 年 9 月 27 日現在 4 人）	市内在住で、保護者が就労（求職含む）や病気などで日常的に保育ができない 6 カ月～3 歳未満の子ども	月～金曜（基本保育時間）： 9:00～17:00 ※月～金曜及び土曜の延長保育は、家庭的保育者に要相談	基本保育時間分 第 1 子：0～37,800 円 第 2 子：0～24,890 円 延長保育時間分 1 時間 400 円（15 分 100 円） ※利用料は父母の所得税額などにより変わります。
ファミリー・サポート・センター	生後 7 日以上小学校 6 年生までの子ども	入会費 お願い会員（育児の援助を受けたい人）：1,200 円 利用料（子ども一人あたり） ＜4 か月～小学 6 年生＞ ・月～金曜までの 6:00～22:00：700 円/時間 ・土、日曜、祝日、休日、年末年始並びに上記以外の時間：900 円/時間 ＜新生児＞ ・月～金曜までの 6:00～22:00：1,100 円/時間 ・土、日、祝日、休日、年末年始並びに上記以外の時間：1,200 円/時間 ＜病後児＞ ・月～金曜までの 6:00～22:00：1,100 円/時間 ・土、日、祝日、休日、年末年始：1,200 円/時間 ＜宿泊＞ ・22:00～6:00：8,000 円（1 泊） ※宿泊の利用において前後必要な時間は通常報酬を加算。	